

# 文部科学省共済組合個人情報保護管理細則

平成17年4月1日制定

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 個人情報等の取得等（第3条）
- 第3章 個人情報等の管理（第4条）
- 第4章 個人情報等の第三者提供（第5条）
- 第5章 保有個人データの開示等（第6条－第19条）
- 第6章 苦情の処理（第20条）
- 第7章 遵守状況の確認（第21条）
- 第8章 雑則（第22条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この細則は、文部科学省共済組合個人情報保護管理規則（以下「規則」という。）に基づき、文部科学省共済組合（以下「組合」という。）の個人情報保護のために必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本方針の公表）

第2条 規則第3条に規定する「個人情報等の保護に関する基本方針」は別紙1に定めるとおりとする。

2 個人情報保護責任者は前項に規定する「個人情報の保護に関する基本方針」を、文部科学省共済組合ホームページへの掲載及び支部等窓口への掲示等により、本人に公表しなければならない。

## 第2章 個人情報等の取得等

### （取得に際しての利用目的の公表）

第3条 個人情報保護責任者は別表第1に定める「文部科学省共済組合が取得する個人情報の利用目的」を文部科学省共済組合ホームページへの掲載及び支部等窓口への掲示等により、本人に公表しなければならない。

## 第3章 個人情報等の管理

(委託先の監督)

第4条 規則第18条第2項及び第3項に規定する個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合の契約書に記載する契約条項は、別紙2の内容を規準とする。

#### 第4章 個人情報等の第三者提供

(個人情報等の第三者提供)

第5条 個人情報保護責任者は別表第2に定める「文部科学省共済組合が利用目的の達成に必要な範囲内において第三者に提供する個人データ」を文部科学省共済組合ホームページへの掲載及び支部等窓口への掲示等により、本人に公表しなければならない。

#### 第5章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の通知)

第6条 個人情報保護責任者は規則第24条第2項の規定により、本人から保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、別表第1「文部科学省共済組合が取得する個人情報等の利用目的」により、通知を行うものとする。

(個人情報保護窓口)

第7条 個人情報保護管理者は、開示の求めに関する総合的な案内、第11条に定める開示申請書の受付事務、開示の実施を行うために、個人情報保護窓口を置く。

2 組合における個人情報保護窓口は、次のとおりとする。

- (1) 本部窓口 文部科学省大臣官房人事課福利厚生室
- (2) 支部窓口 各支部
- (3) 所属所窓口 各所属所

(開示の求めをする方法)

第8条 開示の求めをする方法は、個人情報窓口への訪問又は郵送によるものとする。

(開示申請書)

第9条 開示申請書は、別紙様式第1に定める書式を標準とする。

ただし、当該書式によらないものであっても、必要な記載事項が記載されていれば、有効な申請書として取り扱うものとする。

(個人情報保護窓口における情報提供)

第10条 個人情報保護責任者は、開示の求めをする者（以下「開示申請者」という。）が開示を望む保有個人データの特定に資する情報を提供するように努めるものとする。

(個人情報保護窓口における開示申請書の受付等)

第11条 個人情報保護責任者は、開示申請者が提出する開示申請書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか確認した上で当該開示申請書に受付印を押印し、受け付けるものとする。

(送付による開示請求書の受付)

第12条 個人情報保護責任者は、開示申請書が郵送により提出された場合は、当該開示申請書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか確認した上で、当該開示申請書が個人情報保護

窓口に到達した日を受付日として受付印を押印し、受付を行うものとする。

(本人等の確認)

第13条 開示申請者が本人又は規則第27条第3項に規定する代理人であることの確認方法は、別表第3に定めるとおりとする。

(開示通知)

第14条 個人情報保護責任者は、開示申請された保有個人データの全部を開示する旨の決定をしたときは、別紙様式第2に定める書式により開示申請者を開示するものとする。

(一部開示通知)

第15条 個人情報保護責任者は、開示申請された保有個人データの一部を開示する旨の決定をしたときは、別紙様式第3に定める書式により開示申請者を開示するものとする。

(不開示通知)

第16条 個人情報保護責任者は、開示申請された保有個人データの全部を開示しない旨の決定をしたときは、別紙様式第4に定める書式により開示申請者に通知するものとする。

(開示情報等の記録作成)

第17条 開示申請に係る事務を行った個人情報保護責任者は、当該開示請求に係る事案についての記録等を作成し、適切に保存しなければならない。

(開示の実施)

第18条 事務所における開示の実施を行うときは、個人情報保護窓口において行うものとする。

(訂正等及び利用停止等)

第19条 個人情報保護責任者は、本人から、次の各号に掲げる事項を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その求めに正当な理由があることが判明したときは、求めに応じるものとする。

- (1) 当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合
- (2) 当該本人が識別される保有個人データが規則第8条の規定に違反して取り扱われているという理由又は規則第9条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合
- (3) 当該本人が識別される保有個人データが規則第21条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合

## 第6章 苦情の処理

(苦情の処理)

第20条 規則第28条2項に規定する苦情受付窓口は、文部科学省大臣官房人事課福利厚生室に置く。

## 第7章 遵守状況の確認

(監査)

第21条 本部長は、文部科学省共済組合運営規則（平成13年1月5日制定）第43条第3項

の規定により本部長が認めた場合に実施する監査において、文部科学省共済組合個人情報保護管理規則の遵守状況を監査するものとする。

- 2 規則第30条第2項に規定する本部長が指定する監査員は、文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）第36条第2項の規定により本部長が命ずる監査員とする。
- 3 本部長は、前各項の規定にかかわらず、必要に応じ監査を行うことができるものとする。
- 4 本部長は、監査員から監査結果について報告を受け、改善措置を講ずるものとする。

## 第8章 雑則

（委任規定）

第22条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年9月20日から施行する。